

I 背景

- 現行の漁業共済は、近年の**海洋環境の変化**等によるサンマ、スルメイカ等の不漁など漁業経営の不安定性の増加を踏まえた**複合的な漁業**や、養殖業における**需要に応じた養殖生産**に取り組む漁業者のニーズに対し、十分に答えきれていない状況。
- このため、複合的な漁業に取り組む漁業者のセーフティネットとして①複数の共済対象の**漁業種類をまとめて締結**できる契約方式の創設や、②**共済対象外の漁業種類をカバー**できる特約の追加のほか、養殖業の成長産業化に向けた③**養殖共済の支払要件を緩和**する特約の追加等の措置を実施。

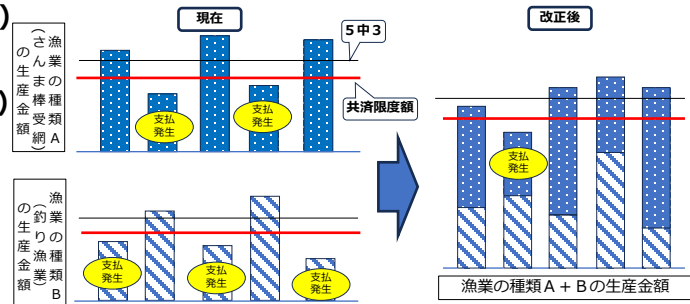
II 法律案の概要

1 海洋環境変化への対応（複合的な漁業の推進に向けた共済の機能強化）

（1）複数の漁業種類をまとめて締結できる契約方式の創設

- 共済対象の漁業種類ごとに締結する従来の契約方式に加え、**2以上の共済対象の漁業種類を一括して締結できる契約方式を創設**。（第80条第1項）
- 漁業種類間の増減収の相殺効果を踏まえ**掛金の割引制度を導入**（第112条第1項）

➡ 漁業者の経営判断で、掛金の抑制が可能に。



（2）共済対象外である漁業種類を主たる漁業種類にまとめて共済でカバーできる特約の追加

- **共済対象外である漁業種類**（ウニ、サザエ等の採貝採藻漁業）が副業的に営まれている場合には、共済対象の主たる漁業種類の生産金額に**まとめて算入することで共済金の支払を可能とする特約を追加**。（第111条第3項）

➡ 漁業者の経営判断で、共済でカバーが可能に。

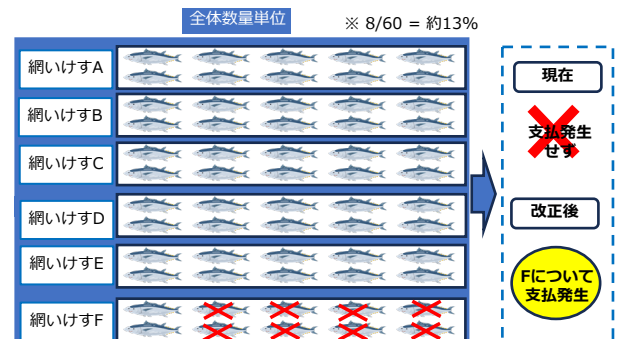
2 養殖業の成長産業化への対応（需要に応じた養殖生産の推進に向けた共済の機能強化）

網いけす単位での損害状況に応じた共済金の支払方式を加える特約の追加

- 養殖共済に、契約する**全体数量単位**での損害状況（15%以上）に応じ共済金を支払う従来の方式に加え、**網いけす単位**での甚大な損害状況に応じて**も支払う特約を追加**。（第124条第5項）

（※）コスト高の現状を踏まえ、支払額を調整することにより、特約による追加掛金を不要（特約が無い場合と同一掛金）とする方向。

➡ 漁業者の経営判断で、柔軟なリスクヘッジが可能に。



3 その他の措置

- （1）漁協単位で一括契約する加入方式の廃止及び共済金の支払を抑制する特例の廃止。
（第105条及び第125条の3 / 第113条第3項並びに第125条の11第1項及び第2項）
- （2）漁業施設共済の共済金額のうち、共済組合が全国連へ再共済に付す割合の上限の引上げ。
（90/100 → 95/100）（第140条第1項第2号）

※ このほか、第143条第2号の表現を適正化。

III 施行期日

公布の日から起算して1年6月（3は6月）を超えない範囲内において政令で定める日。